今回の公表企業に係る雇用率達成指導の流れ図

（平成 21 年度公表を前提とした特別指導実施企業）

平成 17 年 10 月～11 月　**雇入れ計画作成命令**

（平成 17 年 6 月 1 日現在の雇用状況を踏まえて、**６１社**に対し発出）

※　翌年１月を始期とする３年間の計画を作成するよう、公共職業安定所長が命令を発出（法第 46 条第１項）

↓

平成 18 年　1 月
↓
平成 20 年 12 月　**雇入れ計画の実施**

※　３年間の計画

平成 19 年　2 月～3 月　**安定所長名の雇用勧奨状**

平成 19 年 10 月～12 月　**適正実施勧告**

（**３４社**に対し発出）

※　計画の実施状況が悪い企業に対し、適正な実施を勧告（計画の２年目）（法第 46 条第６項）

平成 20 年　4 月　**本省職業安定局長名の雇用勧奨状**

※　適正実施勧告を発出した企業へ送付

平成 20 年 12 月末　**雇入れ計画の計画期間満了**

平成 21 年　4 月
↓
平成 21 年 12 月　**特別指導**

（**１６社**に対し実施）

※　雇用状況の改善が特に遅れている企業に対し、公表を前提とした特別指導を実施（計画期間終了後に９か月間）

平成 22 年　3 月　**公表**

（法第 47 条）